

各都道府県知事  
各政令指定都市市長  
各人事委員会委員長

殿

総務大臣  
(公印省略)

### 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号。以下「改正法」という。）が、本日公布されました。

改正法は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、地方公務員の部分休業制度の拡充を行うものです。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いいたします。

なお、本法の施行に当たり、条例例その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、別途、通知・情報提供を行う予定ですので、これも参考の上、所要の措置を講ずるようお願いいたします。

おって、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

### 記

#### 第1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

地方公務員について、部分休業制度において一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げること。（第19条関係）

#### 第2 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行すること。

- 2 この法律に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

以上

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（抄）	1
○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）（抄）（附則第四条関係）	3

改正案	現行
<p>（部分休業）</p> <p>第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項において同じ。）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、<u>条例で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2  前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、<u>条例で定める一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u></p> <p>一  一日につき二時間を超えない範囲内</p> <p>二  一年につき国家公務員育児休業法第二十六条第二項第二号の規定に</p>	<p>（部分休業）</p> <p>第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、<u>条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>（新設）</p>

より人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

3| 前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4| 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

5| 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第五項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

6| (略)

(新設)

(新設)

2| 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第五項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

3| 第五条及び第十六条の規定は、部分休業について準用する。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しなかつた日</p> <p>四～六 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。</p> <p>一 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日</p> <p>二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合には、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日</p> <p>三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日</p> <p>四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日</p> <p>五 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責めに</p>

7  
～  
14

(略)

7  
～  
14

(略)

六 日 帰すべき事由によつて勤務することができなかつた  
職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた

## 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 法律の概要

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充

※ 人事院の意見の申出に鑑み行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置。

## 改正内容

## 部分休業制度の拡充

【部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度】

- (1) 部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

（条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能）

## 【現行】

2 h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

## 【改正後】

2 h

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- (2) 部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

## 施行期日

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 国家公務員に係る改正法の施行期日と同じ。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第五号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「。次項において同じ。」を加え、「条例の」を「条例で」に

改め、「非常勤職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を

除く。）にあつては、三歳）を削り、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を「全部又は一

部」に改め、同条中第三項を第六項とし、同条第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、条例で定める一年の期間ごとに、あら

かじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するか

を任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき国家公務員育児休業法第二十六條第二項第二号の規定により人事院規則で定める時

間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、条例で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。

#### 附則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

##### （経過措置）

第二条 職員は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第十九条第一項から第四項までの規定の例により、同条第二項各号のいずれの範囲内で部分休業（同

条第一項に規定する部分休業をいう。以下この条において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新法第十九条第三項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更並びに同条第一項の規定による請求とみなす。

##### （政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

##### （地方公務員災害補償法の一部改正）

第四条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

総務大臣 村上誠一郎

内閣総理大臣 石破 茂